

## 第6回 協働のまちづくり推進委員会 結果概要

### 1. 開催日時・場所

平成26年7月30日（水）13時30分から14時30分  
市庁本館3階 議会第一委員会室

### 2. 出席者

委員：江刺家一弘委員、浮木隆委員、北向秀幸委員、五戸保夫委員、齊藤綾美委員、田頭順子委員

※ 欠席：佐藤博幸委員

事務局：市長（代理：奈良岡副市長）、総合政策部長、市民連携推進課職員

### 3. 会議概要

- ・奈良岡副市長より、新委員へ委嘱状を交付したのち、委員長及び副委員長を選出。委員長を北向秀幸委員、副委員長を佐藤博幸委員とすることについて、満場一致で決定した。
- ・議事では、事務局より委員会の概要及び活動計画、協働のまちづくり事業のこれまでの経過及び事業の実施状況について説明したのち、意見交換を行った。
- ・委員会の活動計画については、次のとおり進めることで決定した。

#### 【委員会の活動計画】

	時期	内容
26年度	9月上旬	・平成26年度市民提案制度（市設定テーマ部門）協働提案事業のヒアリング審査
	10月下旬	・協働のまちづくり施策の検証
	3月下旬	・平成27年度市民奨励金（初動期支援コース・まちづくり支援コース）応募事業の書類審査（仮審査）

	時期	内容
27年度	4月中旬	・市民奨励金公開ヒアリング審査会 ⇒ 平成27年度市民奨励金（初動期支援コース・まちづくり支援コース）応募事業の審査（本審査）
	4月下旬	・平成26年度実施 市民奨励金事業及び協働事業の評価
	5月下旬	・協働のまちづくり公開活動成果報告会 ⇒ 平成26年度実施 市民奨励金事業及び協働事業の報告会
	7月中旬	・平成27年度市民奨励金（災害に強い地域づくり応援コース）書類審査（本審査）

## 第6回 協働のまちづくり推進委員会 議事録

日 時 平成26年7月30日(水) 13時30分から14時30分  
場 所 市庁本館3階 議会第一委員会室

### 次第1 開 会

### 次第2 委嘱状交付

### 次第3 市長あいさつ(代理:奈良岡副市長)

### 次第4 委員長・副委員長選出

- 委員長及び副委員長の選出を行い、委員長は北向委員に、副委員長は佐藤委員に決定した。

### 次第5 議 事

#### (1) 協働のまちづくり推進委員会について

- 事務局より、資料1に基づき、委員会の概要及び活動計画を説明し、原案のとおり活動計画を決定。

#### (2) 協働のまちづくり事業について

- 事務局より、資料2及び資料3に基づき、協働のまちづくり事業のこれまでの経過及び実施状況を説明したのち、意見交換を行った。内容は次のとおり。

##### ■委員長

- ・ありがとうございました。
- ・(2) 協働のまちづくり事業についてご説明いただきましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

##### ■委員

- ・資料の最後に「協働のまちづくり推進基金」についての記載がありますが、残高がだんだん減っていますよね。今後も減り続けるとどうなるのでしょうか。

##### ■事務局

- ・先ほども申し上げましたとおり、協働のまちづくり推進基金につきましては、市民の皆さんや事業者の皆さんからの寄附のほか、最近ではふるさと寄附金としても協働のまち

づくり事業にご寄附いただいております、ご寄附いただいた金額と同額を市の方からも積み立てる「マッチングファンド方式」を採用した基金となっております。

- ・寄附という性格上、年間とおして大口の寄附をいただくというのなかなか難しい状況になっております。
- ・こちらの基金を市民奨励金の「初動期支援コース」と「まちづくり支援コース」の財源としておりますが、最近では市民奨励金に利用されている金額のほうが、いただいた寄附金と市で積み立てた金額の合計よりも多くなっているという状況になっており、基金の残高が減ってきているという状況にあります。
- ・基金の残高が減ってきているという状況につきましては、現在、私ども担当課のほうでも扱いを検討しております。この基金を生かして寄附していただけるようにしていくのか。今後も基金を市民奨励金の財源としていくのか、または一般財源を利用して制度を運用していくのか。様々な方向から現在検討している最中でしたので、こちらにつきましては、10月に開催いたします委員会を実施事業の検証や新規事業の方向性を検討していただく際に、改めてご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

#### ■委員長

- ・ありがとうございました。ほかにご質問ございませんでしょうか。

#### ■委員

- ・6ページの地域担当職員制度についてですが、公民館の所管区域ごとに1~2名を配置しているということですがけれども、制度を公民館の広報誌等で周知できる仕組みになっていますか。

#### ■事務局

- ・地域担当職員制度につきましては、市内の全町内会の会長さんに制度の概要資料とパンフレット、地域担当職員の連絡先を記載した資料をお送りしております。
- ・地区公民館の館長さんに対しても同様に、地域担当職員の連絡先や制度の概要資料をお送りしております。何かあった際には地域担当職員のほうにご連絡いただければということでご案内をさせていただいております。
- ・地域担当職員制度の性格といたしまして、地域から問い合わせをいただく場合には町内会長さんを通してご連絡をいただくことになっておりますので、一般市民の方々に対して、「地域担当職員にご連絡ください」というアナウンスはしておりませんでした。
- ・ただ、連合町内会の総会やその他の地域の会合には、地域担当職員も出席させていただいております。地域担当職員制度の周知については資料の送付だけではなく、そのような機会を利用して制度概要の説明を行い、一層の周知に努めております。
- ・地域の会合には町内会長さんはもちろん、地域の諸団体の皆様や一般の地域住民の皆様も出席されておりますので、一般の地域住民の皆様にも「何か困ったことがありましたら、会長さんを通じて地域担当職員にご連絡ください」ということを説明しております。

#### ■委員

- ・例えば、「市川地区の地域担当職員はこの人です」と、担当職員の氏名だけでも全公民館の公民館便りで年に1度、4月にでもお知らせいただくと、町内会長さんや役員の方だけではなく、地域住民の皆さんにも制度のことを知ってもらえるのではないかなと思います。

#### ■委員

- ・その件についてですが、全公民館とは言わないまでも公民館便りに掲載している公民館はあるはずですが、また、制度の概要資料を班回覧しているところもあります。

- ・一応、町内会や連合町内会単位で問題の提起、連絡、調整をさせていただいているわけですが、すけれども、今のお話のように住民に地域担当職員制度を浸透させる必要はあるかと思えます。
- ・反面、受け取り方に問題がありまして、どんな市の行政のことも地域担当職員に問い合わせがいつてしまうと、ちょっとマイナスの面も発生しかねないなと考えています。そのような考えから、一旦、地域の組織のほうで意見や要望を吸い上げたうえで、「これは共通して解決する問題であるな」ということについて、地域担当職員にご連絡差し上げる形にしています。

#### ■委員

- ・「この方たちが、自分たちの地域の担当職員なんだ」と、地域住民の皆さんに知ってもらえればいいのかと思ってお話ししました。苦情ではないでしょうけれども、「こういったふうにしてほしい」という相談事を地域住民の皆さんが地域担当職員に直接話しても困ることになると思えます。

#### ■委員

- ・地域担当職員制度があるということは、周知されてきていると思えます。ただし、3~4年経つと人事異動の関係などで担当職員が代わるので、名前が変わるということはありませんね。

#### ■委員

- ・地域担当職員が変更したタイミングで、再度、公民館便りでお名前だけでもお知らせすればいいのかなと思いました。

#### ■委員長

- ・今のお話のように、地域担当職員に対して問題を整理したうえで提案するというのは、各地域で行われていることなんですかね。今のお話については、非常に工夫されているな、非常にいいことだなと思って聞いていました。
- ・制度の開始時によくあったのが「地域担当職員制度は陳情制度ではないですよ。それとはちょっと違いますよ。」というお話でした。ただ、「窓口がないとダメだね。窓口があったほうがいいよね」という精神的な部分で非常に大きいんです。一方で、「陳情とはちょっと違います。陳情の窓口ではないですよ。」というところが大事なところなので、地域のほうで配慮して、整理した上であげていただいているというのは非常に良いコミュニケーションになっているなと聞いて考えていました。

#### ■委員

- ・確かに、ワンストップの窓口でやっていただいて助かる面はあります。一方で、我々が回答を急いでいるあまり、ダイレクトに担当の部署へ連絡を取って回答いただくということもあります。
- ・地域担当職員制度ができたことによって、「具体的にこういう成果が出ました」というはっきりした形のものがないんですけれども。サービス窓口という感じでしょうか。現場の者としては、そのように感じることもあります。直接、担当課に連絡して回答をいただいたほうが早いということもありますからね。

#### ■事務局

- ・お問い合わせいただく内容や町内会長さんのお考えにもよると思えます。他の地域でもお問い合わせいただく内容の担当課をご存知の場合は、直接担当課にご連絡をいただくことはもちろんありますし、地域担当職員に地域の現状を知っておいて欲しいということで、担当課はご存知でも地域担当職員を経由してお問い合わせいただくという

こともあります。そのあたりは、地域の皆さんのお考えによってご活用いただければいいのかなと考えております。

■委員

- ・問い合わせ内容が複数の部署にまたがる場合は、総合的に解決していただけるという点で有効な制度なのではないかと思います。

■委員長

- ・課題をどのように出すと伝わりやすいかということがポイントなのだと思います。情報を受け取る側のほう、特に地域担当職員の方がどのように対応していくかというその辺の動きが実はポイントになってくるところだと思います。非常にいいご意見だと思って聞いておりました。
- ・ほかにございませんか。

■委員

- ・住民自治推進懇談会についてなんですが、26年度は2つの公民館で耐震工事が始まるということで休館状態の公民館があるわけですが、そういった地域については、住民自治推進懇談会はお休みということになるのでしょうか。

■事務局

- ・館公民館の場合は、近くにある「ハピネスやくら」を利用して開催することとしております。公民館が休館している地域につきましては、なるべく近くの施設を使って開催するという方向で考えております。

■委員

- ・代替施設で開催していくということですね。わかりました。

■委員長

- ・ほかになければ、(3) その他のほうに参りたいと思いますがよろしいですか。  
では、事務局より(3) その他の説明をお願いいたします。

### (3) その他

○事務局より、「元気な八戸づくり」市民提案制度・市設定テーマ部門の応募結果について報告し、今後の流れについて説明。

## 次第6 閉会